公　　告

未利用県有財産の売却処分について、次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 16 条の規定により公告する。

令和８年 11 月 27 日

広島県知事　横　田　美　香

1　入札に付する物件

番号	所　在　地	種 別	地 積（㎡）	予定価格（円）
1	広島市東区牛田新町三丁目 80 番 72	土 地 建物付き	573.20	17,500,000
2	広島市東区牛田新町三丁目 80 番 39、80 番 40、80 番 41、80 番 42	土 地 建物付き	2,306.37	18,800,000

2　入札の申込先及び受付期間

(1)　申込先

〒730-8511　広島市中区基町10番52号

広島県総務局財産管理課（広島県庁本館３階）

(2)　受付期間

令和８年11月27日（金）から令和９年１月19日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日（火）から12月31日（木）を除く。）の午前８時30分から午後５時15分まで（ただし、正午から午後１時までを除く。）

郵送（簡易書留の方法に限る。）の場合は、令和９年１月19日（火）午後５時15分必着とする。

3　入札の日時及び場所

物件番号	入　札　の　日　時	入　札　場　所
1	令和９年２月 16 日（火）午前９時 30 分	広島県庁本館 106 会議室
2	令和９年２月 16 日（火）午前 11 時 00 分	広島県庁本館 106 会議室

4　入札に関する注意事項

(1)　次に掲げる者あるいは該当する場合は、入札に参加できない。

ア　本件一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ　代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。

エ　代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の

利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは上記オに該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(2)　入札保証金について

ア　納付

入札に参加する者は、入札当日までに入札金額の100分の５以上の額の入札保証金を県が発行する「納付書」で納付すること。

イ　還付等

入札保証金は、次のとおり処理する。

(ｱ)　落札者

売買代金又は契約保証金へ充当する。

(ｲ)　その他の者

入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書に基づき還付する。

ウ　その他

入札参加者が入札に関し不正の行為をしたときは、その者の納付した入札保証金は県に帰属する。

(3)　無効入札について

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

ア　入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ　入札が取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。

ウ　入札者が二以上の入札をしたとき。

エ　他人の代理を兼ね、又は二人以上を代理して入札をしたとき。

オ　入札者が談合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。

カ　入札保証金が所定の額に満たないのに入札をしたとき。

キ　必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

ク　入札書の入札金額が訂正してあるとき。

ケ　入札申込書に押印した印鑑証明登録印(代理人の場合は委任状で指定した代理人使用印)でない印鑑を使用して入札したとき。

コ　入札書の入札金額以外の記載事項を訂正し、挿入し、又は削除した場合にその箇所に押印のないとき。

５　その他

(1)　入札に必要な書類は、広島県総務局財産管理課に備え付けてある。

(2)　入札等に関する問合せ先

広島県総務局財産管理課　電話（082）513-2305（ダイヤルイン）